

証券コード4762
(発送日) 2025年6月11日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月5日

株 主 各 位

東京都新宿区荒木町13番地4
株式会社エックスネット
代表取締役社長 茂 谷 武 彦

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記の通り開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.xnet.co.jp/>
(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR」「開示情報」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エックスネット」又は「コード」に当社証券コード「4762」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

株主様におかれましては、ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合等にはご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただくことをご検討ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区市谷本村町四丁目1番地
ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館2階「白樺の間」
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

3. 目的事項

報告事項 第34期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）
に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、「インターネットによる議決権行使のご案内」（P4からP5）をご高覧のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに行使していただきますようお願い申し上げます。

- (3) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくか、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンにより読み取りいただくことにより可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2025年6月26日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0120 (652) 031 （受付時間 9:00～21:00）

- (2) その他のご照会は、以下の問合せ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛てにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

〔電話〕 0120 (782) 031 （受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第34期の期末配当につきましては、当期の業績その他諸般の事情を勘案いたしまして、下記の通りとさせていただきます、株主の皆様のご支援にお応えしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金22.5円 総額94,049,370円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふり 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式数
1	も たに たけ ひこ 茂 谷 武 彦 (1962年2月27日生)	1984年4月 野村證券株式会社入社 1992年3月 当社入社 2003年6月 当社取締役 2014年6月 当社代表取締役社長（現任）	56,400株
	(取締役候補者とした理由) 茂谷武彦氏は、当社において長年にわたり、主に投信投資顧問業界向けに有価証券管理システムの開発、提供業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識を有するとともに、2003年より当社取締役としての経営経験も有しております。これらの経験が当社の重要な意思決定機能を強化することが期待され、成果をあげうる見識、能力及び指導力を備えていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
2	にい じま つよし 新 島 毅 (1972年8月11日生)	1996年4月 株式会社千葉興業銀行入社 2002年5月 当社入社 2009年6月 当社チーフマネジャー 2012年6月 当社執行役員 2014年6月 当社取締役 2022年6月 当社常務取締役（現任） （担当） 第二金融サービス本部兼技術基盤本部担当	2,100株
	(取締役候補者とした理由) 新島毅氏は、当社において主に投信投資顧問業界向けに有価証券管理システムの開発、提供業務に携わり実績をあげ、2014年より当社取締役としての経営経験も有しております。これらの経験が当社の重要な意思決定機能を強化することが期待され、成果をあげうる見識、能力及び指導力を備えていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式数
3	おぎ 荻 田 正 陽 (1963年7月19日生)	1988年4月 日本電信電話株式会社入社 2003年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ・デ ータ（現株式会社N T T デ ータ）金融システム事業本部 J Aバンクビジネスユニット 事業計画担当 部長 2008年11月 エヌ・ティ・ティ・データ・シ ステム技術株式会社（現株式会 社N T T データ フィナンシャ ルテクノロジー）金融第二シス テム事業部長 2011年4月 株式会社N T T データ・フィ ナンシャルコア（現株式会社N T T データ フィナンシャルテク ノロジー）企画部長 2012年6月 同社 取締役 企画部長 2016年6月 当社取締役（現任） （担当） 第一金融サービス本部兼金融情報サービス本 部兼管理本部担当	21,000株
	（取締役候補者とした理由） 荻田正陽氏は、株式会社N T T データ等における業務執行等、現場に精通した豊富な経験・知識を有し、2016年より当社取締役に就任いたしました。これらの経験が当社の重要な意思決定機能を強化することが期待され、成果をあげる見識、能力及び指導力を備えていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式数
4	かわ 川	さき 崎	ゆう 裕	すけ 介
	(1978年10月14日生)		2001年4月 N T N株式会社入社 2005年6月 当社入社 2016年6月 当社チーフマネジャー 2021年6月 当社執行役員 2023年7月 当社上席執行役員（現任） （担当） 第三金融サービス本部兼技術基盤本部担当	—
	（取締役候補者とした理由） 川崎裕介氏は、当社において投信投資顧問業界向け有価証券管理システムの開発、提供業務をはじめ、技術基盤・R&D・SOサービスなどの業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識を有しております。これらの経験が当社の重要な意思決定機能を強化することが期待され、成果をあげうる見識、能力及び指導力を備えていることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

- （注） 1．川崎裕介氏は、新任候補者であります。
- 2．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 3．株式会社N T Tデータは、2024年4月まで当社株式議決権の51.3%を保有する親会社でありました。荻田正陽氏は、過去10年以内において、株式会社N T Tデータの子会社である株式会社N T Tデータ フィナンシャルテクノロジーの業務執行者でありました。なお、同氏の同社における過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査体制の強化を図るため1名増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふり 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式数
1	まる やま こう じ 丸 山 浩 司 (1962年6月13日生)	1988年4月 株式会社横浜銀行 入行 2011年8月 同行 I T統括部長 2015年4月 同行 理事 I T統括部長 2016年4月 同行 理事 事務統括部長 2017年4月 同行 理事 事務サービス部長 2018年4月 同行 執行役員 事務サービス部・I C T推進部担当 2019年4月 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 執行役員 I C T統括部担当 2019年4月 株式会社東日本銀行 執行役員 I T統括部担当 2020年6月 当社社外監査役 2021年6月 当社社外取締役 〔常勤監査等委員〕（現任）	1,000株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 丸山浩司氏は、株式会社横浜銀行等における業務執行経験を有しているほか、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しており、2020年の当社社外監査役就任以降、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただいております。引き続き当社社外取締役としての役割を果たすことが期待されることから、社外取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式数
2	すず き ゆき お 鈴木 行 生 (1950年6月3日生)	1975年4月 株式会社野村総合研究所入社 1997年6月 野村證券株式会社 取締役金融 研究所長 2000年6月 野村アセットマネジメント株式 会社 常務執行役員調査本部長 2005年6月 野村ホールディングス株式会社 取締役（監査特命取締役） 2007年4月 社団法人日本証券アナリスト協 会 会長 2010年7月 株式会社日本ベル投資研究所設 立 代表取締役（現任） 2012年6月 株式会社システナ 社外取締役 2015年5月 いちごホールディングス株式会 社（現いちご株式会社）社外取 締役 2018年3月 株式会社ウィルズ 社外監査役 2018年6月 当社社外監査役 2021年6月 当社社外取締役 〔監査等委員〕（現任） 2023年3月 株式会社ウィルズ 社外取締役 （現任） （重要な兼職の状況） 株式会社日本ベル投資研究所 代表取締役 株式会社ウィルズ 社外取締役	—
（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 鈴木行生氏は、野村グループ等における業務執行経験及び企業経営経験を有しているほか、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しております。2018年の当社社外監査役就任以降、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただいております。引き続き当社社外取締役としての役割を果たすことが期待されることから、社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式数
3	たけ やま よし お 武 山 芳 夫 (1954年2月11日生)	1977年4月 第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社 2000年4月 同社 営業人事部長 2005年4月 同社 I T企画部長 2007年4月 同社 執行役員 I T企画部長 2009年6月 同社 取締役常務執行役員 2013年6月 第一生命情報システム株式会社 （現第一生命テクノクロス株式会社）代表取締役社長 2015年4月 同社 代表取締役会長 2015年6月 デンヨー株式会社 監査役 2019年6月 第一生命情報システム株式会社 （現第一生命テクノクロス株式会社）代表取締役会長退任 2019年6月 デンヨー株式会社 取締役（現任） 2019年9月 学校法人二松学舎 理事（現任） 2020年6月 当社社外取締役 2024年6月 当社社外取締役 〔監査等委員〕（現任） （重要な兼職の状況） デンヨー株式会社 取締役 学校法人二松学舎 理事	—
（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 武山芳夫氏は、第一生命保険株式会社における業務執行経験及び、第一生命テクノクロス株式会社における企業経営経験など、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しており、2020年より当社（監査等委員でない）取締役に就任し、2024年からは当社取締役（監査等委員）に就任いたしました。引き続き当社業務執行から独立した客観的立場から、当社の経営に係る事項の意思決定及び業務執行の監督、助言等いただくことが期待されることから、社外取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	ふり 氏 がな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式数
4	こ ばやし 小 林 貴 恵 (1983年12月12日生)	2011年11月 第二東京弁護士会登録 2012年1月 T M I 総合法律事務所入所 2023年6月 鉦研工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2024年1月 T M I 総合法律事務所 パート ナー (現任) (重要な兼職の状況) 鉦研工業株式会社 社外取締役 (監査等 委員) T M I 総合法律事務所 パートナー	—
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 小林貴恵氏は、弁護士としての経験を通じて培われた企業法務(会社法・金融 商品取引・コンプライアンス等)に関する高い見識、及び社外役員経験を通じて 培われた経営視点を有しております。当社業務執行から独立した客観的立場か ら、当社の経営に係る事項の意思決定及び業務執行の監督、助言等いただくこと が期待されることから、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 小林貴恵氏は、新任候補者であります。
2. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 丸山浩司氏、鈴木行生氏、武山芳夫氏及び小林貴恵氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役(監査等委員)に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、丸山浩司氏は4年、鈴木行生氏は4年、武山芳夫氏は1年となります。
5. 当社は、丸山浩司氏、鈴木行生氏及び武山芳夫氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その内容は本招集ご通知40頁に記載の通りであります。本議案が承認された場合、当社は各氏との契約を継続する予定であり、小林貴恵氏との間においても当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、丸山浩司氏、鈴木行生氏及び武山芳夫氏を、株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合、当社は引き続き独立役員とする予定であります。また、小林貴恵氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【スキル・マトリックス】

氏名	役位	独立	スキル							
			企業 経営	法務 リスク マネジ メント	財務 会計 経営 管理	内部 統制 ガバナ ンス	R&D サービ ス開発 IT技術	業務経験 (資産運用管理)		
								生損保	投信 投資 顧問	銀行
茂谷武彦	代表取締役 社長		○	○	○	○	○	○	○	
新島 毅	常務取締役		○	○	○	○	○	○	○	
荻田正陽	取締役		○	○	○	○	○	○		○
川崎裕介	取締役		○			○	○		○	
丸山浩司	取締役 (常勤監査 等委員)	●	○		○	○	○			
鈴木行生	取締役 (監査等 委員)	●	○		○	○			○	
武山芳夫	取締役 (監査等 委員)	●	○				○			
小林貴恵	取締役 (監査等 委員)	●		○		○				

※ 各候補者に特に期待する知識・経験・能力であり、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終結後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2021年6月25日開催の第30回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額（年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内））とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

なお、監査等委員会から、本制度の目的、本議案の決定プロセスを踏まえ、本制度の導入は相当であるとの意見表明を受けております。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

2025年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2026年3月末日で終了する事業年度から2030年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2025年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（６）のとおり、1事業年度当たり60,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、300,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2025年5月27日の終値1,295円を適用した場合、上記の必要資金は、約388百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

（５）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、1事業年度当たり60,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は300,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、60,000ポイント（うち、取締役分は45,045ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数450個の発行済株式総数に係る議決権数41,378個（2025年3月31日現在）に対する割合は約1.1%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記（7）の受益権確定時までには当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会若しくは取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利の全部又は一部を取得できないこととします。あわせて株式給付を受けた者について、在任中に一定の非違行為があったこと、又は会社に損害が及ぶような不適切行為等があったことが役員の退任日以後に判明した場合は、取締役会の決議により、当該給付の全部又は一部の返還を請求することができるものとします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

（８）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（９）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

（１０）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における取締役等の地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

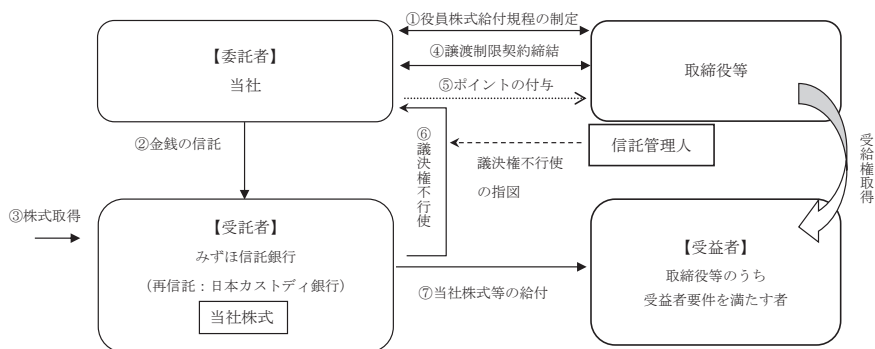
取締役等が、当社における取締役等の地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。



- ①当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。
- ②当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

＜ご参考＞当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

【取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬】

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、以下の基本方針に則り設計します。執行役員の報酬についてもこれに準ずることとします。

- (ア) 当社の持続的な成長と企業価値への貢献意識を高めるものとする。
- (イ) 報酬の水準については、外部の調査機関による客観的な調査データを活用し、同業種である情報通信業のほか人財採用上の競合となる金融業（中堅保険業や外資系資産運用業等を含む）における報酬水準を参考とすることにより、優秀な人財を確保するためのインセンティブとして競争力のあるものとする。
- (ウ) 各取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とする。
- (エ) 非業務執行取締役を除く各取締役の報酬は、基本報酬、主に単年度業績を反映した業績連動型賞与および中長期インセンティブとしての株式報酬によって構成する。非業務執行取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支給する。
- (オ) 報酬の水準や制度設計については、経営計画との整合性等を考慮しつつ、適宜、環境の変化等に応じて見直しを行う。
- (カ) 退任時においては、役員退職金等は支給しない。

2. 構成および割合等

(ア) 構成、支給時期および各報酬の金額割合

種類			支給時期	割合
金銭報酬	固定	基本報酬	毎月	概ね70%
	業績連動	賞与	年1回	概ね15%
非金銭報酬 (株式報酬)	業績連動	信託型譲渡制限付株式報酬	年1回	概ね15%

(イ) 基本報酬（※）

基本方針に則り役位に応じて年間の報酬額を決定し、12分の1を月例報酬として支給します。

(ウ) 賞与（※）

前事業年度の業績達成度に応じて決定した額を毎年一定の時期に支給します。

業績達成度を測る指標については、2026年3月期においては従来と同様に経常利益とします。

当社は2027年3月期以降の中期経営計画の策定準備中ですが、目標とする経営指標の一つに積極的な投資によるサービス価値向上状況を測る指標を選定する予定であります。これは、当社サービスの競争力維持・向上のためには、より一層の投資による人財確保や生産性向上が不可欠であるためです。満足度の高い新規サービスの創出や緊密なサポートを可能にする人財を確保し、生産性向上に向けた投資を促進することこそが、当社の安定的かつ持続的な業容拡大につながり、ひいては株主価値の向上につながるものと判断しております。これに伴い、2027年3月期以降の業績達成度を測る指標については、中期経営計画目標と合わせ変更する予定であります。

(エ)信託型譲渡制限付株式報酬

役位に応じた基本ポイントに業績達成度に応じて算出した係数を乗じて得たポイントを毎年一定の時期に付与し、年1回ポイントに応じた数の当社株式を給付します。業績達成度を測る指標については、中期経営計画における経営目標指標であるコア売上高とします。給付する株式は譲渡制限付き株式とし、その譲渡制限期間は原則として取締役等退任時までとします。

3. 決定プロセス

個人別の報酬等は、株主総会で決議された範囲内で意見陳述権を有する監査等委員の意見を確認のうえ、取締役会の決議に基づき決定します。取締役会による決定には、業績連動金銭賞与および非金銭報酬の算定に用いる指標およびその係数を含みます。なお、各事業年度終了時における各取締役の業績連動金銭賞与の額および非金銭報酬の株数の決定については、取締役会における決定に基づき、代表取締役社長が委任を受けるものとします。

【監査等委員である取締役の報酬】

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会決議（※）の範囲内で、外部の調査機関による客観的な調査データを参考に監査等委員である取締役の協議により決定しており、その職務に鑑みて月額固定報酬のみを支給することとしています。

(※) 2021年6月25日の株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬および金銭賞与の合計を年額500百万円以内、監査等委員である取締役の報酬を年額100百万円以内と承認いただいております。

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果 (売上高)

当社は、社会的存在意義であるパーパスを「資産運用業界に新しい価値を生み出し、社会の今と未来を支える」と定めております。当社はパーパス実現に向け、資産運用管理ソリューション「XNETサービス」の提供を通じ、資産運用業界におけるあらゆる課題解決に貢献することで、よりよい社会の基盤作りと更なる発展を目指してまいります。

資産運用管理ソリューション「XNETサービス」は、大別して以下に区分されます。

- ✓ 有価証券管理システムを中心としたXNETシステムの月額利用料を収益源とするアプリケーションサービス
- ✓ XNETシステムに関する導入や保守、会計制度変更対応等の業務を請負うAMOサービス
- ✓ XNETシステムを利用して、機関投資家の経理事務等の実務を受託し、効率的に集約、処理することで収益を獲得するSOサービス

これらのうち、アプリケーションサービス、SOサービスおよびAMOサービスのうち継続的なシステム保守サービスについては、当社の安定的な収益基盤を支えるコアサービス（コア売上）として捉え、より積極的にビジネス拡大を推進しております。

（アプリケーションサービスの状況）

主力である有価証券管理システムについては、機関投資家の有価証券管理実務を支えるシステムとして改良・更新を続け、安定的にサービスを提供しております。併せて「資産運用業界のエコシステム・オーケストレーター」として他社システムとの積極的な連携を推進し、常に新規サービスを創出しております。これにより、従来の投信投資顧問業界や生損保業界に加えて、地方銀行および信用金庫への導入も拡大しつつあるとともに、既存顧客の解約も僅かであり、有価証券管理システムは当社業績を支えるサービスの柱として、当期においても引き続き堅調に推移しております。

遺言代用信託を始めとする個人向け信託管理システムについては、高齢化社会の進行による市場規模の拡大とともに、地方銀行等の金融機関において信託商品のバリエーションが多様化しており、当社システムの機能拡充が進んでおります。当社は、当市場におけるシステムベンダーとしての地位を確立しておりますが、一方で新規顧客獲得ペースはやや鈍化しております。しかしながら、既存顧客に対する解約制限付信託管理などオプションサービスの展開等により、サービス規模は拡大し続けております。

融資管理システムについては従来の生損保業界に対する提供開始および、複数社への導入準備が進んでいることに加えて、地方銀行への導入も拡大しつつあります。昨今の「金利のある世界」への転換により、融資は資産運用の手段として重要度を高めており、融資管理システムは生損保、銀行を始めとしてさらなる事業規模拡大が見込まれます。

（AMOサービスの状況）

顧客である機関投資家においてIT人材が不足するなか、当社が長年蓄えてきた金融システム関連の知見およびサポート力が評価され、継続的なシステム保守案件が拡大している一方で、AMOサービスの一部については、アプリケーションサービスと比較すると利益率が低い事が課題でありました。このため当期において、比較的採算性の低いスポット案件から撤退し、併せて2024年3月期に数多く受注していた基盤更改案件の減少もあり、AMOサービスについては減収となっております。

（SOサービスの状況）

投信投資顧問業界に対するSOサービスについては引き続き安定的なサービス提供を継続しており、また、生損保業界に対しては3社目のサービス提供を開始するなど、こちらも徐々にサービス規模を拡大しております。生損保業界へのSOサービスについては今後も導入拡大が見込まれるとともに、政府からは「資産運用立国」実現のための取組として「投資運用業の参入要件の緩和（事務処理の外部委託等）」が掲げられたことから、投信投資顧問業界に対しても、更なるサービス提供機会の拡大が見込まれます。

以上のような要因により、2025年3月期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）は、中核商品である「XNETサービス」の売上高が5,297百万円（前期比4.3%減）となり、機器販売等を含めた売上高は5,300百万円（前期比4.5%減）となりました。売上高の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

品目	2024年3月期		2025年3月期		
	金額	構成比	金額	構成比	前期比
① XNETサービス	5,536	% 99.8	5,297	% 99.9	% △4.3
(①のうち、アプリケーションサービス)	3,827	69.0	3,836	72.4	0.3
(①のうち、AMO・SOサービス)	1,709	30.8	1,460	27.6	△14.5
② 機器販売等	11	0.2	3	0.1	△73.6
合計 (①+②)	5,547	100.0	5,300	100.0	△4.5

また当社は、2023年3月期から4カ年の中期経営計画を策定し、このなかで新たに売上を以下の区分に分け、管理することとしております。

- ・ コア売上：サブスクリプションモデルにより安定的に売上を確保できるセグメント

(対象サービス) アプリケーションサービス、AMOサービス(月額)、SOサービス

- ・ スポット売上：コアを維持するために必要ではあるが、あくまで一過性の取引による売上

(対象サービス) AMOサービス(スポット)

このうち、コア売上について、当社の安定的な収益基盤の確保につながるものと捉え、2026年3月期におけるコア売上高50億円の達成を目標として掲げております。当期の結果はコア売上高4,714百万円となり、前期比2.8%増、総売上高に占める割合は88.9%となりました。

当期においては前述のとおり、人的資本活用最適化の一環として比較的採算性の低いスポット案件から撤退した影響もあり、スポット売上高については減少しておりますが、コア売上高については継続的に拡大、総売上高に占める割合も増加しております。

当社は2024年5月の自己株式取得によりNTTデータグループから離脱いたしました。が、コア売上高目標達成に向け、既存顧客のニーズを捉えたサービス拡大や、豊富なノウハウや高いサポート力によって新規顧客の獲得等を推進し、グループ離脱後においても業容は堅調に推移しております。

(営業利益、経常利益、当期純利益)

当期の利益につきましては、営業利益860百万円（前期比19.3%減）、経常利益849百万円（前期比22.9%減）、当期純利益581百万円（前期比21.6%減）となりました。

当期はNTTデータグループからの離脱に伴う一時的な社内システム構築コスト等が発生しているほか、業容拡大およびサービス品質維持・向上を目的とした積極的な社員採用により、採用コストも増加しております。また、当社サービス品質維持・向上を目的とし、人財確保のための賃金見直しなど人財への投資も積極的に進めており、これにより、原価率、売上高販管費率ともに上昇し、前期比減益となっております。

当社中期経営計画における目標の一つである売上高営業利益率については、当第1四半期においては14.8%と目標とする15%を下回っておりますが、業務委託費の減少等により利益率は徐々に改善し、通期においては16.2%となりました。

そのほか、営業外費用として、NTTデータグループ離脱に伴う自己株式取得に係るアドバイザーフィー等の各種費用を計上しており、経常利益の減益幅は、営業利益よりも大きくなっております。

② 設備投資の状況

特記すべき設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、自己株式の取得資金として、金融機関より短期借入金として25億円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第31期 (2022年３月期)	第32期 (2023年３月期)	第33期 (2024年３月期)	第34期 (2025年３月期)
売 上 高 (百万円)	5,419	5,357	5,547	5,300
当 期 純 利 益 (百万円)	718	694	741	581
1株当たり当期純利益 (円)	86.95	84.00	89.74	128.74
純 資 産 (百万円)	7,569	8,024	8,517	2,921
総 資 産 (百万円)	8,952	9,281	9,910	6,680
1株当たり純資産額 (円)	916.25	971.25	1,030.99	699.00

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

日本電信電話株式会社、株式会社N T Tデータグループおよび株式会社N T Tデータは当社の親会社でありましたが、2024年５月１日に自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得を行ったことにより、当社の親会社に該当しないこととなりました。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

(会社の経営の基本方針)

当社の経営の基本方針は、創業以来極めて明確で、「XNETサービス」を推進していくことです。当社は業務に密着した、ITサービス企業であり続けます。

そこで、具体的な方針として以下のような目標を掲げ、全社を挙げて取り組んでおります。

<excellent Companyとして当社が目指すもの>

「資産運用のワンストップ・ソリューション・カンパニー」としてお客様のあらゆるご要望に対してソリューションを提供できる会社になるという方針です。

そのために今、当社の社員が取り組むべきことは以下の3つです。

① ニーズへ応えるサービスの提供

お客様への感度を高め、業務のアウトソーシング、基盤サービスなど業界やお客様によって多様化しつつあるニーズを捉え、最適なサービスをタイムリーに提供する。

② 新たなお客様の獲得

地道な営業活動、新しいサービスの創造、協業会社とのコラボレーションにより業界シェアを伸ばし、サービス提供会社の使命を全うする。

③ プロフェッショナルな人財への成長

現場に「より近いサービス」の提供、専門知識の吸収、日々の課題解決、自己研鑽を通じ、業界・業務に精通した高度なノウハウ・知識を持った人財を目指す。

そして、資産運用業界で選ばれ続けるサービスを創造し、未来に続く会社になりたいと考えて日々努力を続けております。

(中長期的な会社の経営戦略)

お客様とコラボレーションしながら「XNETサービス」を発展させていく方針に変更はありません。そもそも、「資産運用のワンストップ・ソリューション・カンパニー」になるためには、資産運用に関するお客様のあらゆるニーズに応える必要があります。

そのために、当社は祖業であるアプリケーションサービスに加えて、AMOサービス、SOサービスを展開してきました。今後もこの3つのサービス形態を中長期的に成長させ、プロダクトミックスを構築していくという方針を継続してまいります。

- ・主力のアプリケーションサービスの中では、当社が資産運用業界で圧倒的な強みを持つか、または当社にしかできない重要な戦略サービスとして、以下のサービスを積極的に展開します。（5本の矢）

- ① 機関投資家向けのスチュワードシップ・ソリューション・サービス
- ② 生損保向けの有価証券 I F R S 管理サービス
- ③ 投資顧問向けの S O サービスの中のレポート作成サービス
- ④ 投信会社向けの国内籍外貨建投信計理サービス
- ⑤ 地方銀行向けの個人向け信託管理サービス

＊ これらに加えて、現在当社が力を入れている「生損保向けの融資管理サービス」と「生損保向けの S O サービス」にも積極的に取り組んでまいります。また、「全業態向けのオルタナティブ資産管理サービス」と「投信・投資顧問向けの会社設立支援サービス」にも力を入れてまいります。

- ・ A M O サービス、 S O サービスについては以下のとおりです。

- ① A M O (Application Management Outsourcing) サービス＝システム運用受託

当社から人財を提供して、お客様の社員の代わりに業務を行います。

具体的には、システム導入や基盤の運用保守・更改などです。

- ② S O (Smart Outsourcing) サービス＝業務プロセス受託

お客様から当社へ業務移管をする形となり、業務そのものを当社が引き取ります。

具体的には、経理処理やレポート作成などです。

- ＊ 特に、 S O サービスは当社のアプリケーションサービスに次ぐ、2つめの柱になると考えております。

このような戦略の下で、2022年4月の東証新市場区分において、当社は「スタンダード」市場を選択いたしました。

今後は、当社のペースでプライム市場の基準に適合する企業を目指し、企業価値向上と持続的成長を目指します。そのために、必要な成長戦略と保有する資産の有効活用に全力で取り組んでまいります。具体的には、持続的成長のための投資と株主還元です。

そこで、2022年6月に当社初の中期経営計画を策定し、社内・社外に向けて公表いたしました。

一言で言えば、当社の「稼ぐ力」と「使う力」を磨き上げるための決意表明としてまとめたものです。

その中で、この中期経営計画から新しいサービス分類を定義いたしました。具体的には、当社売上をコアとスポットという2つに分類しております。

- ・コアとは、サブスクリプションモデルにより、月額定額で安定的に売上を確保できるサービスで、具体的にはアプリケーションサービス、月額で頂くAMOサービス、そしてSOサービスのことです。

(現在、売上高の8割超を占めるビジネスです。)

- ・スポットとは、コアを増やすために必要であるが、あくまで一過性の売上で新規導入や基盤更改のためのAMOサービスのことです。

今後はこのコアに注力することが、当社の経営基盤の強化につながると考え、この2つの分類を定義いたしました。この中期経営計画の最大の事業戦略は、コアに注力し、拡大し、高い収益率の維持をはかります。

このコアへの注力が当社の経営基盤を強化し、更なる企業価値向上につながるのです。

そして、2024年5月1日公表「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得結果及び自己株式取得終了、並びに親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」の通り、当社の発行済株式総数の約半分に当たる自己株式取得を行いました。これにより、NTTデータグループを資本関係では離れますが、業務関係のつながりは変わりません。その意味では、この資本提携の解消は当社にとって次の成長に向けた新しいスタートと考えております。

改めて、今回の自己株式取得の狙いは、

- ①社会課題の「親子上場」を一気に解消
- ②事業戦略上のメリットとして、経営の独立性、より中立性の高いポジションを確保しつつ、NTTデータとの協力関係は継続。
- ③現金換金可能資産の有効活用
- ④株主還元の充実（増配）に加えて、今後の配当方針を安定的、積極的、かつ「減配しない会社」を基本とする

以上の4つの戦略を、一度にすべて、実質自己資金のみで実施したのは当社が日本で初めてです。そして、結果としてROE、EPS、配当単価は大幅に改善されます。まさに「新生エクスネット」の誕生です。

時代は当社にとって追い風です。資産運用立国の旗印の下、当社は更なる成長を目指します。そして、より柔軟で自由度の高い発想で会社経営を行い、より積極的な姿勢で新たな投資や株主還元を行います。

それが、当社の企業価値向上と持続的成長を支え続けるはずです。

今後は「新生エクスネット」として、社内・社外に向けての「更なる変革」を推進し、独立性の高いユニークな資産運用管理ソリューション会社として成長してまいります。

（目標となる経営指標）

当社は、2022年6月16日公表の中期経営計画のなかで、以下の目標を掲げております。

- ① 2026年3月期において、コア売上高50億円の達成
- ② 営業利益率15.0%以上
- ③ ROE8.0%以上

次期はこの中期経営計画の最終年に当たります。目標達成に向けて、全力で取り組んでまいります。

そして、2024年6月27日に公表しましたとおり、当社の社会的存在意義であるパーパスを「資産運用業界に新しい価値を生み出し、社会の今と未来を支える」と定めました。当社はパーパス実現に向け、資産運用管理ソリューション「XNETサービス」の提供を通じ、資産運用業界におけるあらゆる課題解決に貢献することで、よりよい社会の基盤作りと更なる発展を目指してまいります。

また、パーパス実現に向けた当社のミッション、ビジョンは以下の通りです。

まず、当社のミッションは以下の2つであると考えております。

- * 資産運用業界の業務の先生になる。
- * 資産運用業界の更なるコストダウンを実現する。

具体的には、資産運用業界のコストを下げ、そして、業務のプロまたは先生として、フロントからミドル・バックまでのあらゆる業務について、お客様から相談して頂けるワンストップ・ソリューション・カンパニーになるということです。

しかも、当社がすべてのソリューションを持つのではなく、お客様が望むどのサービス、どのシステムともつなぎ、共生する、いわゆる「資産運用業界のエコシステム・オーケストレーター」になることです。

また、当社のビジョンは「三方よし→四方よし」の実現という考え方で、最終的には日本国民全体の財産の形成に貢献できると信じております。

具体的には、「買い手よし」は顧客である資産運用業界、「売り手よし」は当社、「世間よし」は日本経済、国民の皆様、そして「未来よし」はこの3者全員に対してです。今後はこの四方よしの実現に向けて努力をしていきたいと考えております。

(会社の対処すべき課題)

当社の対処すべき課題は2つです。

一つは、上記のXNETの使命を果たすために、大切なものは社員の人財力アップです。

ただ、これは社員に研修を行ったり、鍛えることだけで成し得るのは難しいと考えております。

そこで、新たな人財を確保していきます。XNETの社風や文化を理解している人達を積極的に採用し、社内で融合しながら、そのスキルをレベルアップしていきます。

具体的には以下の方々です。

- ・資産運用業界で長年活躍したベテランや定年退職者など業界に恩返しをしたい人の雇用
 - ＊ 特にSOサービスを展開していくには、不可欠な人財と考えております。
- ・資産運用業界出身者で、育休や子育て後の女性や会社都合による離職者の雇用
- ・誰もが認める高いスキルと高い意欲を持っている元社員の再雇用
- ・当社に籍を置き、当社の社風・文化をこよなく愛す人（派遣社員等）の採用
- ・高校新卒の採用

もう一つの課題は、その人財の成長です。

具体的には、まず、社員の「働きがい」「働きやすさ」を実現するため、様々な施策を実施していきます。それは単なる「働き方改革」ではなく、社員一人ひとりが自覚・自律して、どのように効率良く成果を出すかという生産性向上を意識したものです。

つまり、成果をいかに実現するかを意識した「成果実現改革」を実施していきます。

加えて、これまでの社内制度や慣行を積極的に見直し、「更なる変革」を推進して、すべての社員が成長を実感できる会社になることを目指します。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社は、「XNETサービス」を唯一の商品として事業を展開しておりますが、付随的な事業として「XNETサービス」に使用するコンピュータ等の販売代理業務も行っております。

(6) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

本社 東京都新宿区荒木町13番地4

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
201（44）名	13（3）名	39.0歳	8.9年

（注）1．使用人数は就業員数であり、派遣社員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

2．当社は、XNETサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,500百万円

2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,476,800株
 (2) 発行済株式の総数 8,261,600株（うち自己株式4,081,628株）
 (3) 株主数 4,066名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
光通信株式会社	618,200株	14.8%
株式会社UH Partners 2	383,700	9.2
小林親一	247,800	5.9
吉川征治	247,800	5.9
渡邊久和	247,800	5.9
株式会社N T T データ	227,900	5.5
鈴木邦生	111,000	2.7
N I P P O N A C T I V E V A L U E F U N D P L C	100,000	2.4
株式会社UH Partners 3	88,200	2.1
村上重昭	66,500	1.6

- (注) 1. 当社は、自己株式を4,081,628株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	茂 谷 武 彦	
常 務 取 締 役	坂 本 洋 介	第三金融サービス本部担当 第四金融サービス本部担当
常 務 取 締 役	新 島 毅	第二金融サービス本部担当 技術基盤本部担当
取 締 役	荻 田 正 陽	第一金融サービス本部担当 金融情報サービス本部担当 管理本部担当
取 締 役	中 嶋 悦 子	株式会社NTTデータ 金融イノベーション本部 企画部 事業企画 担当 シニア・スペシャリスト
取 締 役 (常勤監査等委員)	丸 山 浩 司	
取 締 役 (監査等委員)	鈴 木 行 生	株式会社日本ベル投資研究所 代表取締役 株式会社ウィルズ 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	武 山 芳 夫	デンヨー株式会社 取締役 学校法人二松学舎 理事

- (注) 1. 取締役中嶋悦子氏、取締役（常勤監査等委員）丸山浩司氏、取締役（監査等委員）鈴木行生氏、取締役（監査等委員）武山芳夫氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）鈴木行生氏は、以下の通り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 過去に社団法人日本証券アナリスト協会の会長を務め、現在は株式会社日本ベル投資研究所の代表取締役を務めております。
3. 2024年6月26日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって、取締役吉本幸司氏は取締役任期満了により退任いたしました。2024年6月26日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって、取締役武山芳夫氏は任期満了により退任し、取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。
4. 2024年6月26日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）中嶋悦子氏は辞任により退任し、取締役に選任され就任いたしました。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、丸山浩司氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、丸山浩司氏、鈴木行生氏及び武山芳夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月29日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、(2)内において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

・定額報酬部分に関する方針

原則として、役位に応じて毎月定額を支給。

・業績連動部分に関する方針

①経常利益の変動に応じて支給額を計算する（役位により一律）。

②役位の変更または取締役構成に変更があった場合には、役位に応じた報酬額とする。

③毎年6月に支給する。

・個人別報酬の決定に関する方針

定額報酬部分及び業績連動部分の個人別の報酬については、それぞれの方針に一致していることを確認の上、代表取締役社長が決定する。

・その他の報酬に関する方針

退任時支給報酬はない。

・報酬の種類ごとの割合に関する方針

報酬が定額報酬部分及び業績連動部分のみであるため、具体的な割合については定めないこととする。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	136百万円 (0百万円)	109百万円 (0百万円)	26百万円 (-)	- (-)	5名 (1名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	19百万円 (19百万円)	19百万円 (19百万円)	- (-)	- (-)	3名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	155百万円 (20百万円)	129百万円 (20百万円)	26百万円 (-)	- (-)	8名 (4名)

(注) 1. 当事業年度における取締役は7名(うち社外取締役2名)、取締役(監査等委員)は4名(うち社外取締役3名)であります。取締役の支給員数は、無報酬の取締役2名(うち社外取締役1名)を除いております。また、取締役(監査等委員)の支給員数は、無報酬の取締役(監査等委員)1名を除いております。

2. 当社の取締役の報酬は、役位に応じて毎月定額を支給する定額報酬部分と、経常利益の変動に応じて役位一律に算定のうえ支給する業績連動部分から構成されております。業績連動報酬の算定に使用する指標を経常利益とした理由は、本業及び財務活動により得た利益が、取締役の会社経営実績を測る指標として適当であると判断したためであります。その結果、2025年3月期の業績連動報酬は、前期比減少となりました。取締役(監査等委員)の報酬は定額報酬のみとなります。

3. 取締役の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第30回定時株主総会決議において、年額500百万円以内(うち社外取締役分は100百万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名(うち、社外取締役は2名)です。取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第30回定時株主総会決議において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち、社外取締役は3名)です。

4. 取締役会は、代表取締役社長茂谷武彦に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役中嶋悦子氏は、株式会社N T Tデータの業務執行者であります。当社は同社との間で業務提携契約を締結しております。
- ・社外取締役（監査等委員）鈴木行生氏は、株式会社日本ベル投資研究所の代表取締役及び株式会社ウィルズの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）武山芳夫氏は、デンヨー株式会社の取締役及び学校法人二松学舎の理事であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 中嶋悦子	当事業年度において、2024年6月26日に取締役（監査等委員）を退任するまでに開催された取締役会4回のうち2回、監査等委員会3回のうち1回に出席いたしました。 また、2024年6月26日に取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会4回のうち3回に出席いたしました。 株式会社N T Tデータにおける業務執行等、業界経験が豊富であり、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。

・社外取締役（監査等委員）

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 丸山浩司	当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。 株式会社横浜銀行等における業務執行経験を有しているほか、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しており、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 鈴木 行 生	当事業年度に開催された取締役会8回のうち7回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。 野村グループ等における業務執行経験及び、企業経営経験を有しているほか、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しており、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。
取締役 武 山 芳 夫	当事業年度において、2024年6月26日に取締役を退任するまでに開催された取締役会4回のうち4回に出席いたしました。 また、2024年6月26日に取締役（監査等委員）に就任以降、当事業年度に開催された取締役会4回のうち4回、監査等委員会7回のうち7回に出席いたしました。 第一生命保険株式会社における業務執行経験及び、第一生命情報システム株式会社における企業経営経験など、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しており、当社業務執行から独立した客観的立場から、当社の経営に係る事項の意思決定及び業務執行の監督、助言等を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 24,500千円

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めておりません。

- ② 会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 24,500千円

- ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- ④ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績を評価するとともに、監査体制、監査日数・時間等当期の監査計画の内容を精査し、妥当な水準であると判断いたしました。

(3) 会計監査人の解任・不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、会計監査人としてふさわしくない非行があった場合等、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときには、会計監査人の解任を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められ、当社にとって重大な支障があると判断したときには、解任または不再任に関する議案を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

この基本方針に基づき業務の適正を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制の体制を構築できるよう継続的な改善を図ってまいります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンスに関する社内の諸規程を定め、コンプライアンス教育研修を継続的に実施し、取締役及び使用人に法令及び定款の遵守を徹底する。
- ② 社長の任命のもとで、取締役から会社全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンスオフィサーを置く。
- ③ 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づき作成される文書については、法令に基づき適切に作成、保存する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録、保存、廃棄される。
- ③ これらの文書を電子化しデータベース化を図り、素早く検索、閲覧できる体制を構築し、取締役は、常時、これらの文書を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の事業活動に関するリスクを定期的に、または必要に応じて把握、評価し、経営計画に適切に反映する。
- ② 経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるリスクについては、管理本部において対策を立案、経営会議にて対策を承認しリスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合の迅速な対応を可能とする。
- ③ 組織横断的なリスクの状況把握及び監視を目的とし、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、取締役会において内部監査方針及び監査結果について報告を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、本社内の1フロアにおいて、社長以下監査等委員である取締役も含めた常勤役員が一堂に会しており、取締役が必要なときに機動的に打合わせが可能な状況としている。
- ② 取締役会の他、常勤役員による経営会議を定期的に開催し、また、常勤役員と本部長による幹部会議を毎週開催するなど、業務執行に関する事項の意思決定を機動的に行っている。
- ③ 極力、文書、印鑑による業務執行を廃して、多くの社内業務は取締役及び使用人が社内のイントラネットによる伝票として申請、決裁及び業務報告等を行い、業務処理の迅速化を図る。当該伝票は適切な権限管理のもと、社長以下取締役も含めた役員相互で確認が可能になっている。

(5) 当社並びに親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の親会社である株式会社NTTデータとは、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、当社における一定の重要事項について、親会社との間で協議または報告を行わなければならないものとする。
- ② 親会社及びその企業集団との間の取引については、法令に従い適切に行うことはもとより、適正な財務状況報告が行われる体制を整備する

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の求めに応じ、会社の業務に精通し監査等委員会の業務を適切に補助できる使用人を配置する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会を補助する使用人の評価については、他の使用人と同様に取締役以外の複数の評価者により評価を行う。
- ② 監査等委員会を補助する使用人の異動については、監査等委員会の意見を聴取のうえ行う。

(8) 監査等委員会の、その職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会を補助する使用人に対しては、必要に応じて代表取締役や会計監査人と意見交換をする場を確保する。
- ② 取締役及び使用人は、監査等委員会を補助する使用人の業務が円滑に行われるよう環境を整備する。

(9) 取締役（監査等委員である取締役を除く。本号において同じ。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 監査等委員会は、年度監査計画を策定し、当該計画に従って取締役及び使用人から報告を受ける。
- ② 内部監査担当は、内部監査の都度、監査結果を監査等委員会に報告する。
- ③ 監査等委員は、社内業務に関して取締役及び使用人が申請、報告及び決裁を行った各種伝票について、社内イントラネット上で閲覧することが可能である。
- ④ 社内外に内部通報窓口を設置し、内部通報に基づく調査結果を監査等委員会に報告する。
- ⑤ 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。

(10) 報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内外の通報窓口へ通報した者に対し、通報したことを理由として通報者に不利益な取扱いを行わない旨を社内規程にて定めている。

(11) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その内容の妥当性を検証のうえ、これに応じる。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員が社内業務に関する各種の情報を自由に閲覧できるよう、社内イントラネットを整備している。
- ② 監査等委員は、取締役会のほか、必要があれば社内の主要会議に出席し、意見を述べるができる。出席できなかった場合は、審議事項について報告を受け、または議事録及び資料等の提出を求めることができる。

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) コンプライアンス対応について

- ① コンプライアンスに関する運用を担う部門としてコンプライアンス運営組織を設置、コンプライアンス委員会を年4回開催し、各種の報告や審議を行いました。
- ② 全社員に対し、コンプライアンス教育研修を実施すると同時に、社内における法令順守状況の確認のため、コンプライアンスアセスメントを実施いたしました。
- ③ 外部の専門企業を内部通報窓口とした内部通報制度を整備し、コンプライアンス教育研修の際に制度の周知を実施いたしました。
- ④ 監査等委員との情報共有等については、コンプライアンスアセスメントや内部通報制度の利用状況、内部監査の結果等を連携するほか、代表取締役との定期的な意見交換等を通じて、規程や体制の整備等を適宜実施しております。

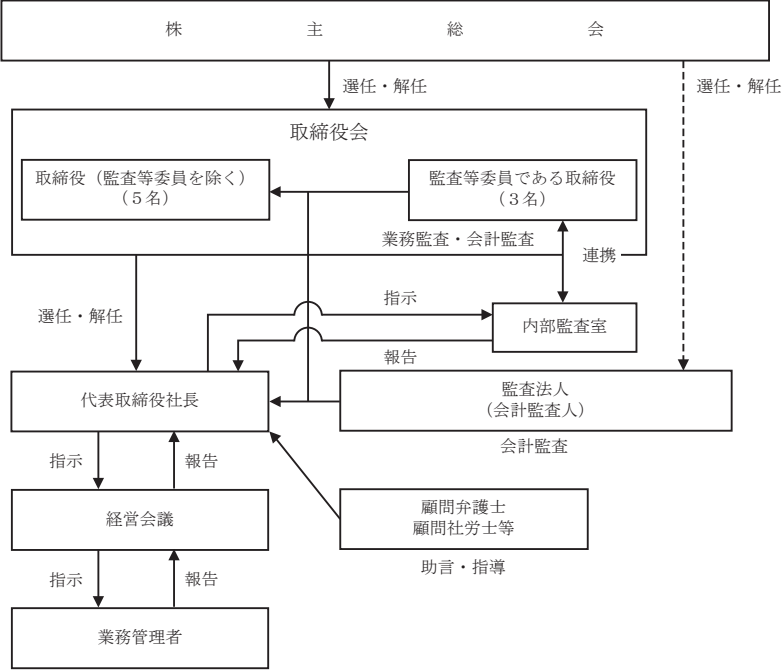
(2) リスク管理について

- ① チーフ・リスク・オフィサー（CRO、茂谷代表取締役社長）の指示のもとリスクアセスメントを実施、当社の事業活動における重要リスクの洗い出しとリスク対策分析・評価を行いました。
- ② 内部監査規程に基づき、中長期の内部監査計画に従って当事業年度における内部監査計画を策定し、監査を実施しました。監査結果についてはCRO及び監査等委員へ報告し、適宜必要な改善を実施しております。

(3) 重要会議の開催状況について

- ① 取締役の職務執行の適法性を確保するとともに、その適法性及び効率性を高めるため、当事業年度において取締役会を8回開催しました。
- ② 常勤取締役が出席する経営会議を毎月2回開催し、迅速な意思決定による経営の機動力の確保に努めております。
- ③ 社長、各本部の担当役員及び本部長が出席する会議を毎週開催し、社内外の情報連携を密に行うとともに、内部統制方針等を含め会社方針の周知に努めております。

コーポレートガバナンス体制図



7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は従来、安定的な経営基盤確保及び配当による株主利益の向上を重要な経営施策と考え、安定的・積極的に株主還元をしていく方針でしたが、当期よりこれをさらに一歩進めて、安定的・積極的で、かつ「減配しない会社」を基本とした株主還元を新たな配当政策として掲げることに致しました。

当期の業績については概ね予想通りの水準を達成しており、以上の方針を踏まえ、当期については期首公表の配当予想通り期末配当を22.5円とし、年間配当45円とします。次期につきましては、引き続き上記の方針に則り、年間45円（中間配当22.5円、期末配当22.5円）を予定しております。この結果、当事業年度の配当性向は35.0%となります。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,220,796	流 動 負 債	3,126,098
現 金 及 び 預 金	1,456,027	短 期 借 入 金	2,500,000
売 掛 金	347,309	未 払 金	319,619
有 価 証 券	300,000	未 払 費 用	35,399
契 約 資 産	62,660	未 払 法 人 税 等	112,344
前 払 費 用	48,472	未 払 消 費 税 等	17,485
そ の 他	6,327	前 受 金	143
固 定 資 産	4,460,164	預 り 金	17,394
有 形 固 定 資 産	92,291	賞 与 引 当 金	123,712
建 物	44,587	固 定 負 債	633,061
工具、器具及び備品	47,703	退職給付引当金	604,052
無 形 固 定 資 産	1,221,747	資 産 除 去 債 務	19,498
ソ フ ト ウ ェ ア	1,016,166	そ の 他	9,510
ソフトウェア仮勘定	204,587	負 債 合 計	3,759,160
電 話 加 入 権	993	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	3,146,125	株 主 資 本	2,921,800
投資有価証券	2,697,866	資 本 金	783,200
敷金及び保証金	201,601	資 本 剰 余 金	1,461,260
繰延税金資産	245,860	資 本 準 備 金	1,461,260
そ の 他	797	利 益 剰 余 金	6,636,498
資 産 合 計	6,680,960	利 益 準 備 金	17,397
		その他利益剰余金	6,619,101
		繰越利益剰余金	6,619,101
		自 己 株 式	△5,959,158
		純 資 産 合 計	2,921,800
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,680,960

(記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,300,593
売 上 原 価	3,797,165
売 上 総 利 益	1,503,427
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	642,766
営 業 利 益	860,661
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	891
有 価 証 券 利 息	30,020
雑 収 入	244
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	21,548
支 払 手 数 料	21,000
そ の 他	36
経 常 利 益	849,232
税 引 前 当 期 純 利 益	849,232
法人税、住民税及び事業税	271,400
法 人 税 等 調 整 額	△3,510
当 期 純 利 益	581,342

(記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 合 計		
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金			利益剰余金 合 計	
				繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	783,200	1,461,260	17,397	6,255,732	6,273,130	△51	8,517,538	8,517,538
当 期 変 動 額								
剰余金の配当				△217,974	△217,974		△217,974	△217,974
当 期 純 利 益				581,342	581,342		581,342	581,342
自己株式の取得						△5,959,106	△5,959,106	△5,959,106
当期変動額合計	－	－	－	363,368	363,368	△5,959,106	△5,595,738	△5,595,738
当 期 末 残 高	783,200	1,461,260	17,397	6,619,101	6,636,498	△5,959,158	2,921,800	2,921,800

(記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。)

〔個別注記表〕

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げ方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

無形固定資産……………定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の中核商品「XNETサービス」は、大別して以下に区分されます。

- ・有価証券管理システムを中心としたXNETシステムの月額利用料を収益源とするアプリケーションサービス
- ・XNETシステムに関する導入や保守、会計制度変更対応等の業務を請負うAMOサービス
- ・XNETシステムを利用して、機関投資家の経理事務等の実務を受託し、効率的に集約、処理することで収益を獲得するSOサービス

当社では、上記いずれのサービスにおいても、原則として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。ただし、AMOサービス及びSOサービスの一部において、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積総工数に対する発生工数の割合（インプット法）で算出しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることはできないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	234,193千円
----------------	-----------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,094千円
-----	---------

売上原価	26千円
------	------

営業取引以外の取引による取引高	109千円
-----------------	-------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	8,261,600株
------	------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	4,081,628株
------	------------

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	123,923	15	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月31日 取 締 役 会	普通株式	94,050	22.5	2024年9月30日	2024年12月2日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月27日開催予定の第34回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	94,049	利益剰余金	22.5	2025年3月31日	2025年6月30日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税否認	9,090千円
未払事業所税否認	1,780千円
賞与引当金	40,360千円
退職給付引当金	190,400千円
資産除去債務	6,130千円
その他	1,630千円
繰延税金資産合計	249,390千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	3,530千円
繰延税金負債合計	3,530千円
繰延税金資産の純額	245,860千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
住民税均等割等	0.4%
役員賞与	1.0%
税率変更による影響	△0.6%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.5%

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用につきましては、主に安全性の高い金融商品によっております。
また、設備投資も自己資本の範囲内で行い、新たな資金調達を行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、市場価格リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、自己株式の取得資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係わるリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係わるリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、請求担当部門が取引先の状況を常にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建金融商品は保有していないため、為替変動リスクはありません。

有価証券及び投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、通常の運転資金を自己資金にて対応しており、2024年5月に実施した自己株式取得のような突発的な資金需要に限り、短期借入金にて対応しております。2025年3月末時点の有利子負債2,500百万円に対し、現金換金可能資産4,453百万円と強固な財務基盤を維持しており、今後も返済余力を注視することなどにより、当該リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「短期借入金」については、現金であること、その他は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから注記を省略しております。「敷金及び保証金」については金額的重要性の観点から記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券	2,997,866	2,903,291	△94,575
資産計	2,997,866	2,903,291	△94,575

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

有価証券及び投資有価証券

これらは債券であり、取引金融機関等から提示された価格によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,456,027	—	—	—
売掛金	347,309	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	300,000	—	400,000	2,300,000
合 計	2,103,336	—	400,000	2,300,000

3. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	2,500,000	—	—	—
合 計	2,500,000	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一資産及び負債の市場価格

レベル2：資産及び負債に関するレベル1に含まれる市場価格以外の観察可能なインプット

レベル3：資産及び負債に関する観察不可能なインプット

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	2,903,291	—	2,903,291
資産計	—	2,903,291	—	2,903,291

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

満期保有目的の債券は市場価格での公表価格が入手できる場合は公表価格を用い、市場での公表価格が入手できない場合は取引金融機関から提示された価格に基づき適切な評価方法により見積っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金(千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱NTT データグループ	東京都 江東区	142,520,000	NTTデータグループ 全体の戦略策定・推進、経営管理、技術開発及びガバナンス確保等	(被所有) 間接 51.3	—	関係会社預け金の回収	受取利息	109	関係会社預け金	—
								回収	1,481,276		
							自己株式の取得		5,818,830	—	—

(注) 1. 株式会社NTTデータグループが導入しているグループキャッシュマネジメントシステムへの参加により生じております。また、取引金額は純額で表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. 自己株式の取得については、2024年4月30日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、2024年4月30日の終値で取引を行っております。当該取引に伴い、株式会社NTTデータグループは当社の親会社ではなくなっております。上記取引金額については、関連当事者であった期間の内容を記載しております。なお、議決権等の所有割合は関連当事者でなくなった時点の割合であります。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本電信電話株式会社、株式会社NTTデータグループおよび株式会社NTTデータは、当社の親会社でありましたが、2024年5月1日に自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得を行ったことにより、当社の親会社に該当しないこととなりました。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

品目	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	金額	構成比
	千円	%
(1) XNETサービス	5,297,579	99.9
アプリケーションサービス	3,836,746	72.4
AMO・SOサービス	1,460,832	27.6
(2) 機器販売等	3,013	0.1
合計	5,300,593	100.0

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

当事業年度（2025年3月31日）

契約負債（期首残高） 2,433千円

契約負債（期末残高） 143千円

契約負債は、XNETサービスにかかる顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。貸借対照表上、契約負債は「前受金」に計上しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、未充足の履行義務に係る将来認識されると見込まれる収益は概ね1年以内に充足するため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	699円00銭
(2) 1株当たり当期純利益	128円74銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

住友不動産四谷ビル及びJ Rタワーオフィスプラザさっぽろの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.0%から2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	19,335千円
時の経過による調整額	163千円
期末残高	<u>19,498千円</u>

12. 退職給付関係に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けるほか、総合設立方式の全国情報サービス産業企業年金基金制度に加入しております。

なお、退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

(2) 全国情報サービス産業企業年金基金制度に関する事項

確定拠出制度と同様に会計処理する、全国情報サービス産業企業年金基金制度への要拠出額は、13,509千円であります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（2024年3月31日現在）

年金資産の額	263,204,584千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	<u>214,192,341千円</u>
差引額	<u>49,012,243千円</u>

② 制度全体に占める当社の掛金拠出割合

（自2023年4月1日 至2024年3月31日） 0.19%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の繰越超過金であります。

(3) 簡便法を適用した確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付引当金の期首残高	571,434千円
退職給付費用	65,096千円
退職給付の支払額	<u>△32,478千円</u>
退職給付引当金の期末残高	<u>604,052千円</u>
② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整額	
非積立型制度の退職給付債務	<u>604,052千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>604,052千円</u>
退職給付引当金	<u>604,052千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>604,052千円</u>
③ 退職給付費用	
簡便法で計算した退職給付費用	65,096千円

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月16日

株式会社エックスネット
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 大 介
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 小 高 由 貴
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エックスネットの2024年4月1日から2025年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨、および2017年3月31日に公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」を採用し、ガバナンス、品質管理の向上に努めていること、ならびに外部（日本公認会計士協会）の品質管理レビューを受け、必要により措置を講じ適切に職務を遂行している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関しては、2024年4月30日付取締役会決議に基づき実施した自己株式取得が会社法及び会社計算規則により算出される分配可能額を超過していたことを認識しており、その後会社で決定した再発防止策（業務プロセスの整備、人員体制の強化）が着実に実施され、対処できていることを確認しております。その他には、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 会計監査人の職務執行の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の職務の遂行が適正に行われることについて、体制の確保及び職務の遂行において、指摘すべき事項は認められません。

2025年5月16日

株式会社エックスネット監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役） 丸 山 浩 司 ㊞

監査等委員（社外取締役） 鈴 木 行 生 ㊞

監査等委員（社外取締役） 武 山 芳 夫 ㊞

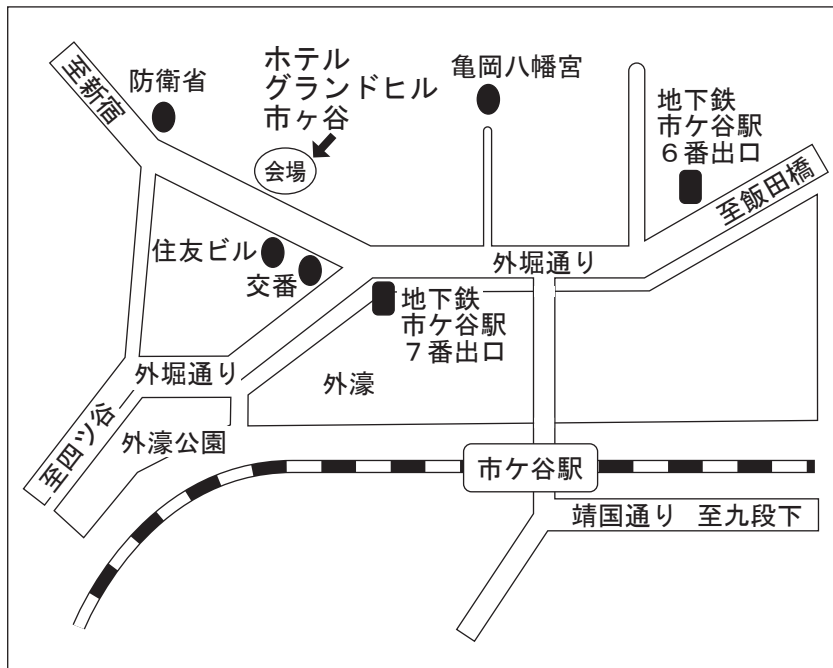
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区市谷本村町四丁目1番地

ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館2階「白樺の間」

TEL 03-3268-0111



最寄駅：○ J R総武線、東京メトロ有楽町線・南北線、都営地下鉄新宿線市ヶ谷駅徒歩3分